

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 8 年版

評価対象材料名

ガラスブロック（中空）

細 目

—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【ガラスブロック（中空）】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版16章4節に規定するガラスブロックとし、一般庁舎等の内外壁材などに使用するものを対象とする。

なお、製造方法は、プレス成形した2個の箱形状のガラスの接着面を加熱溶融した後、完全に溶着させて中空体とし、その後、ひずみ（内部応力）を除くために除冷したもので、ガラスブロックの側面には、ガラスとセメントモルタルとの接着を良くするために、耐水性塗料を塗布したものとする。

2. 種類

表面形状による区分	モジュール呼び寸法 (mm)	厚 さ (mm)
正方形	125 × 125	80
	160 × 160	95、125
	200 × 200	95、125
	320 × 320	95
長方形	250 × 125	80
	320 × 160	95

3. 引用している規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・JIS A 1420：1999「建築用構成材の断熱性測定方法―校正熱箱法及び保護熱箱法」
- ・JIS A 5212：1993「ガラスブロック（中空）」
- ・JIS R 3502：1995「化学分析用ガラス器具の試験方法」

4. その他

- （1）〔表示項目〕とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- （2）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。

評 価 基 準

ガラスブロック

1

項 目		品 質 ・ 性 能			備 考
形 状 ・ 寸 法	寸 法 ・ 許 容 差	モディール呼び寸法 (mm)	厚 さ (mm)	製品寸法の許容差 (mm)	
		125 × 125	80	± 1.5	
		160 × 160	95、125		
		200 × 200	95、125		
		320 × 320	95		
		250 × 125	80		
		320 × 160	95		
		外 観	ひ び 割 れ	ないこと。	
径 1 mm 以 上 の 異 物 ※ガラス素地中に存在する不透明の未溶解物・混入物をいう。	同 上				
溶 着 不 良 ※2 個の箱形状ガラスの接着部分の溶着不良をいう。	同 上				
脈 理 ※ガラス素地中の不均質によって生じる層状のしま模様をいう。	600 mm離れて目視したとき、著しく目立つものでないこと。				
し わ	同 上				
泡 ※ガラス素地中に存在する気泡をいう。	同 上				
欠 け	同 上				
形 状 の ひ ず み ※表面の反り、角度のくるいなどの形状のゆがみをいう。	同 上				
径 1 mm 未 満 の 異 物	同 上				

評価基準

ガラスブロック

2

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考
性 能	アルカリ溶出量 (mg)	1.0 以下	
	ね じ れ (mm) ※ガラスブロックを構成した ときの 2 個の箱形状ガラス の相互のねじれをいう。	1.5 以下	
	圧 縮 強 さ (N/mm ²)	4.40 以上	
	熱 衝 撃 性	試験後、破損その他の異常がないこと。	
	熱 貫 流 抵 抗 [表示項目]	申請者の規定による。	
	試 験 方 法	1. 数値の換算は、JIS R 3502 による。 2. アルカリ溶出試験は、JIS A 5212 の「6.2 アルカリ溶出試験」による。 3. ねじれの測定は、JIS A 5212 の「6.3 ねじれ測定」による。 4. 圧縮強さ試験は、JIS A 5212 の「6.4 圧縮強さ試験」による。 5. 熱衝撃性試験は、JIS A 5212 の「6.5 熱衝撃試験」による。 6. 熱貫流抵抗は、JIS A 5212 の「6.6 熱貫流試験」による。 7. 試験体は、正方形で、見附面に凹凸がなく平面なもので、かつ、申請シリーズのうち正方形面のガラス厚さを高さで除した数値が最小のものとする。また、アルカリ溶出試験は、一般ガラスおよびカラーガラスの 2 種類について試験を行うものとする。 8. 試験体の個数は、次による。 (1) 寸法測定 10 個 (2) アルカリ溶出量 a) 一般ガラス 3 個 b) カラーガラス 3 個 (3) ねじれ 10 個 (4) 圧縮強さ 10 個 (5) 熱衝撃性 10 個 (6) 熱貫流抵抗 一体 注：(1)、(3) については、40 個程度の中から試験供試体として 10 個を任意に選定する。	